

社会福祉法人貴洋会特別養護老人ホーム春潮苑

(介護予防) 短期入所生活介護 重要事項説明書

この重要事項説明書は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際して、厚生省令（平成11年第37号）第125条第1項に基づき作成したものです。

1 法人概要

法人名 社会福祉法人 貴洋会
設立年月日 昭和60年10月5日
法人所在地 徳島県鳴門市撫養町立岩字五枚146番地
電話番号 088-686-2080
代表者名 理事長 勝良 洋

2 事業の目的及び運営方針

要支援及び要介護状態にある方に対し、適正な（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供することにより要支援及び要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。
また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 サービスを提供する施設について

(1) 施設の概要

施設名 特別養護老人ホーム 春潮苑
介護保険指定事業所番号 3670200058
所在地 鳴門市撫養町立岩字五枚146番地
管理者 施設長 久次米 昭男
電話番号 088-686-2080 FAX番号 088-686-2026
建物の構造 鉄筋コンクリート造り地上2階建て
延べ床面積 1,698.06㎡
開設年月日 昭和61年5月1日
入所定員 4名（特別養護老人ホーム 50名併設）

(2) 施設の職員体制（主たる職員）

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
施設長	業務の一元的な管理	1名（常勤）
生活相談員	生活相談及び助言	1名（常勤）
介護支援専門員	サービス計画の作成等	1名（常勤兼務）
介護職員	介護業務	17名（常勤）
看護師 （機能訓練指導員）	心身の健康管理、保健衛生管理等	看護師 1名（常勤） 准看護師 1名（常勤）
医師	健康管理及び療養上の指導	4名（非常勤）内科・精神科

歯科医師	健康管理及び療養上の指導	1名（往診）
栄養士	食事の献立作成、栄養指導等	管理栄養士 2名（常勤）

(3) 職員の勤務体制

施設長		8：30～17：30
生活相談員		8：30～17：30
介護職員	早出	7：30～16：30
	日勤	9：30～18：30
	夜勤	17：00～翌朝10：00
看護師	早出	8：00～17：00
	日勤	9：30～18：30
医師	内科	週1日 9：30～10：30
	精神科	隔週 13：30～14：30
歯科医師	週1日	10：30～11：30
栄養士		9：30～18：30

(4) 主な設備等

- 居室 20 室
 - 4人部屋 9 室
 - 2人部屋 7 室
 - 1人部屋 4 室
- 食堂 3 室

食堂を設け、テーブル・いす・食器類などの備品類を備えています。

- 浴室 1 室

浴室には、利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に特殊浴槽・リフト浴槽を備えています。

- 洗面所及び便所

洗面所は各階1箇所及び各居室内に1箇所。便所は男女別各階1箇所備えています。

- 機能訓練室 1 室

利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えています。

- 医務室 1 室

利用者の診療・治療のために、医療法に規定する診療所を設け、必要な医薬品及び医療器具を備えています。

- 静養室 1 室

医務室に隣接して設けています。

4 サービスの内容

- 基本サービス

① サービス計画の立案

利用期間が4日以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、サービス計画を作成します。

その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。当該計画を利用者に交付します。

- ② 食事 管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体の状態等に配慮した食事を提

供します。可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。

朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 17:30～

- ③ 介護 食事等の介助、着替え介助、排泄介助、おむつ交換、体位変換、施設内移動の付添い、相談等の精神的ケア、日常生活上のお世話をします。
- ④ 入浴 週2回の入浴または清拭を行います。(特殊浴・リフト浴・一般浴等)
- ⑤ 機能訓練 日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。
- ⑥ 生活相談 生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。
- ⑦ 健康管理 利用中の医療機関の受診は、ご家族に付添い等をお願いする場合がございます。また、必要に応じ、健康状態を把握するため、協力医療機関へ外来し受診する場合があります。
協力医療機関 勝良医院 院長 勝良 洋
所在地 鳴門市撫養町斎田字西発 77-10 電話 088-686-1216
- ⑧ 行事 ひな祭り、お花見、菖蒲湯、七夕、ゆず湯など季節の行事を実施するほか、利用者の誕生日には、お誕生者茶話会・お誕生会を開催します。
- ⑨ 貴重品等の管理 金銭・貴重品のお持ち込みは紛失等した場合、責任を負いかねますので、なるべくお控え下さい。お持ち込みの場合、事務所内金庫でお預かりできますのでお申し出ください。ご自身で管理される場合は自己管理の徹底をお願いします。
- ⑩ 送迎 利用者の心身の状態、ご家族等の事情等からやむを得ないと認められる場合、入退所の送迎を行います。

5 利用料金 (令和6年8月1日施行)

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

1単位10円として計算し、利用者の負担割合に応じた額を負担いただきます。

□ 介護報酬告示額

基本料金

介護サービス

(単位/円)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	603	672	745	815	884

介護予防サービス

(単位/円)

	要支援1	要支援2
多床室	451	561

その他の加算

(単位/円)

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18
送迎加算(片道)	184
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	一月の合計単位数の14%
長期利用者(30日超過)に対する短期入所生活介護費の減算	-30単位/日

□ その他の費用

居住費及び食費

(円/日)

対 象 者		負担段階	居住費	食 費	預貯金額
生 活 保 護 受 給 者					
市町村 民税非 課税世 帯であ り	老齢福祉年金受給者	第1段階	0	300	単身1,000万円 夫婦2,000万円 以下
	年金収入等(*)80万円以下	第2段階	430	600	単身650万円 夫婦1,650万円 以下
	年金収入等(*)80万円超 120万円以下	第3段階①	430	1,000	単身550万円 夫婦1,550万円 以下
	年金収入等(*)120万円超	第3段階②	430	1,300	単身500万円 夫婦1,500万円 以下
上記以外		第4段階	915	1,445	

* 公的年金等収入金額(非課税年金を含む) + その他の合計所得金額

食費の内訳 (朝食390円 昼食545円 夕食510円)

その他の費用(医療費、散髪代、個人的に購入された用品代等)は、別途個人負担となります。

6 サービス利用に当たっての留意事項

○ 来訪・面会

面会時間 通常午前10時～午後6時(食事・入浴時間を除く)

外出・外泊される場合は、行き先・宿泊先等を職員に申し出て下さい。

面会時に生鮮食品の持ち込みはご遠慮ください。

なお、感染症予防等が必要な時期は、上記に関わらず制限を行うことがあります。

○ 設備器具の利用

施設内の設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。また、利用される際には必ず職員に声をかけてください。

○ 喫煙・飲酒

施設内での喫煙及び飲酒はできません。

○ 持ち込みの制限

可燃物、刃物などの危険物、騒音・異臭など共同生活上で問題になる物は持ち込みできません。

また、ペットの持ち込み及び飼育はできません。

○ 施設内での金銭及び食べ物等のやりとりは、ご遠慮ください。

○ 施設内での施設の職員又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような行為、または宗教活動、政治活動、営利活動、その他営業活動はできません。

7 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上入所者の方及び職員参加の訓練を行います。

なお、当施設は南海トラフ地震発生時に最大津波高3～4mと想定されています。また、50cm以上3m未満の高潮浸水想定区域に該当します。夜間など人員が少ない時間帯などに十分な対応ができないことを御了知ください。

防災設備として、スプリンクラー設備、自動火災報知装置、誘導灯、消火栓、消火器を設置するとともに、災害用備蓄品や非常用電源設備の整備に取り組んでおります。

8 感染症対策

集団生活の観点も考慮し、個人の健康管理に気を配っていきます。予防接種をお願いすることや症状のある場合は、居室の変更や居室で食事をしていただくことがあります。

また、御家族等の面会の時間・場所・人数を制限させていただくことがあります。

9 事故発生時の対応

職員を配置し事故を未然に防ぐ努力を致しますが、防ぎきれない事故（転倒や転落等）があることのご理解をお願いします。事故が発生した場合には、保証人等、関係機関に連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況やとった処置について記録します。

10 損害賠償について

当施設は、「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」の「介護保険・社会福祉事業者総合保険」に加入しています。

施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は速やかに損害を賠償します。

ただし、損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身状況を賃借して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

11 身体拘束の禁止

本人又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合は、同意を得るとともに、対応方法・時間・入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12 虐待の防止

虐待は人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため高齢者虐待防止のための指針を策定し、取組の充実を図ります。

13 業務継続計画（BCP）の策定

感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 個人情報取扱

職員はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を第三者に漏らしません。ただし、医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者等の情報を提供します。

守秘義務は、利用契約が終了した後も継続します。職員である期間及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨を職員に徹底します。

15 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

苦情、相談は、面接・電話・書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。第三者委員に対して直接苦情を申し出ることもできます。

苦情受付担当者 生活相談員 岩朝 弘和
苦情解決責任者 施設長 久次米 昭男
ご利用時間等 原則 午前9時～午後5時（土日・祝祭日を除く）
電話088-686-2080

第三者委員 田中 伸廣（鳴門市撫養町南浜字東浜768） 電話088-686-3456
田村 豊（鳴門市撫養町黒崎字磯崎156-2） 電話088-686-5032

（公的機関の窓口）

- 徳島県国民健康保険団体連合会 介護保険課
所在地 徳島市川内町平石若松78-1 電話088-665-7205
受付時間 午前8時30分～午後5時（土日・祝祭日を除く）
- 鳴門市役所 長寿介護課
所在地 鳴門市撫養町南浜字東浜170 電話088-684-1175
受付時間 午前8時30分～午後5時（土日・祝祭日を除く）